

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

（特定建築物の要件）

第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。）とする。

（建築物環境配慮計画の届出）

第 88 条の 3 条例第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。

（建築物環境配慮計画の公表）

第 88 条の 4 条例第 141 条の 4 第 2 項（条例第 141 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
- (2) 特定建築物の概要
- (3) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 141 条の 4 第 2 項又は第 141 条の 7 第 2 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、建築局建築指導部建築企画課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（建築物環境配慮計画の変更の届出）

第 88 条の 5 条例第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出は、条例第 141 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更しようとするときは変更後速やかに、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとするときは当該届出に係る変更後の工事に着手する予定の日の 15 日前までに（当該変更に関して建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする場合にあつては、当該確認の申請又は計画の通知をする予定の日の 15 日前までに）、行うものとする。

（建築の中止の届出等）

第 88 条の 6 条例第 141 条の 6 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の建築を中止した日以後速やかに行うものとする。

2 条例第 141 条の 6 第 2 項の規定により公表する内容は、建築を中止した日その他市長が必要と認める事項とする。

（工事完了の届出）

第 88 条の 7 条例第 141 条の 7 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の建築に係る工事が

完了した日から 15 日以内に行うものとする。

- 2 条例第 141 条の 7 第 2 項の規定により公表する内容は、第 88 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項及び工事完了年月日とする。

(建築物環境性能表示の広告への表示)

第 88 条の 8 条例第 141 条の 9 第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める広告は、販売等建築物の全部又は一部の価格及び間取りが表示されている広告であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載されるもの（面積が 62,370 平方ミリメートル以下であるものを除く。）
- (2) 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。）によるもの（当該広告の方法等に照らし建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせることが困難であると市長が認めるものを除く。）

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第 88 条の 9 条例第 141 条の 10 の規定による届出は、当該販売等建築物について最初に建築物環境性能表示(当該建築物環境性能表示の内容に変更を生じた場合における当該変更後の建築物環境性能表示を含む。)の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせた日から 15 日以内に行うものとする。

附 則（平成 17 年 3 月規則第 34 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定中「第 3 節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第 87 条・第 88 条）」を「第 3 節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第 87 条・第 88 条） 第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第 88 条の 2－第 88 条の 6）」に改める部分及び第 8 章の次に 1 章を加える改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書きの施行の日から起算して 21 日を経過する日までの間に特定建築物の建築に係る工事の着手を予定している特定建築主に対するこの規定による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 88 条の 3 の規定の適用については、同条中「特定建築物の建築に係る工事に着手する予定の日の 21 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 17 年 3 月横浜市規則第 34 号）の施行後、速やかに」と読み替えるものとする。

附 則（平成 21 年 6 月規則第 67 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 88 条の 2 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請（以下「確認の申請」という。）又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知（以下「計画の通知」という。）をする建築物について適用し、施行日前に確認の申請又は計画の通知をする建築物については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出をしていない建築物のうち、施行日前に確認の申請若しくは計画の通知をしているもの又は施行日から起算して 21 日を経過する日までの間に確認の申請若しくは計画の通知をする予定のものについての新規則第 88 条の 3 の規定の適用については、同条中「当該特定建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 21 年 6 月横浜市規則第 67 号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 4 施行日前に条例第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出をしていない建築物のうち、施行日前に条例第 141 条の 4 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事項の変更に関して確認の申請若しくは計画の通知をしているもの又は施行日から起算して 15 日を経過する日までの間に当該事項の変更に関して確認の申請若しくは計画の通知をする予定のものについての新規則第 88 条の 5 の規定の適用については、同条中「当該確認の申請又は計画の通知をする予定の日の 15 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 21 年 6 月横浜市規則第 67 号）の施行の日以後速やかに」とする。

附 則（平成 24 年 9 月規則第 83 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 43 条第 3 項第 1 号、第 88 条の 4 第 2 項並びに第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。